

平成 30 年 第 4 回 農業委員会総会

日 時 平成 30 年 4 月 25 日 (水) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐		6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮	
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

5 番農業委員 山城 学 8 番推進委員 大城 勇

【職務のために出席した職員】

山城 信善 玉城 弘一 新垣 千春

【議事録署名人】

6 農業委員 杉本 雄靖 7 番農業委員 長嶺 功

【議事日程】

日程第 1 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 20 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第 4 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画に
ついて

平成 30 年 第 4 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 30 年第 4 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、5 番農業委員山城学委員、8 番推進委員大城勇委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 30 年第 4 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 6 番農業委員杉本雄靖委員、7 番農業委員長嶺功委員です。次回調査委員が 5 番農業委員山城学委員、6 番農業委員杉本雄靖委員、8 番推進委員大城勇委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (16 件) 日程第 2 議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (7 件) 日程第 3 議案第 20 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (3 件) 日程第 4 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (4 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 16 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてです。1 番から 4 番は関連しております。1 番は座波の 1 筆で、贈与による所有権移転であります。2 番は座波の 1 筆で、3 年間の賃貸借権の設定であります。3 番は座波の 1 筆で、3 年間の賃貸借権の設定であります。4 番は座波の 1 筆で、3 年間の賃貸借権の設定であります。5 番は喜屋武の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番と 7 番は関連しております。6 番は真栄平の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。7 番は真栄平の 5 筆で、3 年間の使用貸借権の設定あります。8 番と 9 番は関連しております。8 番は宇江城の 1 筆で、交換による所有権の移転であります。9 番は宇江城の 1 筆で、交換による所有権の移転であります。10 番は

	与座に 1 筆、大里に 3 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番と 12 番は関連しております。11 番は座波の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。12 番は座波の 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。13 番から 15 番は関連しております。13 番は大度の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。14 番は大度の 3 筆で、売買による所有権の移転であります。15 番は大度の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 5 ページをお開き下さい。16 番は武富の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 18 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程 2 議案第 19 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 7 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 7 ページをお開き下さい。1 番は豊原の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で使用貸借権の設定であります。2 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。農家住宅への転用で、贈与による所有権移転であります。3 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。4 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。5 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。次に 8 ページをお開き下さい。6 番は阿波根の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。7 番は阿波根の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。資材置場への転用で、売買による所有権移転であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。

調査員	それでは 5 条の報告を致します。9 ページをお開き下さい。 申請地は、第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に 11 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であります。しかし不許可の例外の「集落接続」に該当するため、農家住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 13 ページをお開き下さい。申請地は、「4 割街区」に該当する第 3 種農地であります。第 3 種農地は原則許可なので、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 15 ページをお開き下さい。申請地は、「4 割街区」に該当する第 3 種農地であります。第 3 種農地は原則許可なので、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 17 ページをお開き下さい。申請地は宅地及び山林、原野で囲まれた小集団の生産性の高い第 2 種農地であります。一団の農地面積は 88,665 m²となっており、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 19 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であります。しかし不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 21 ページをお開き下さい。申請地は、宅地に囲まれた第 3 種農地であります。そのため資材置場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 19 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 3 議案第 20 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、23 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 20 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第４議案第２１号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について４件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、２９ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) ３０-１は大里の２筆で、１０年の賃借権の設定であります。３０-２は大里の１筆で、４年１１か月の使用貸借権の設定であります。３０-３は豊原の２筆で、９年１１か月の賃借権の設定であります。３０-４は米須の１筆で、５年間の使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案１６号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 ６ 農業委員 杉本 雄靖 ７ 番農業委員 長嶺 功

--	--

